

政令第 号

公営住宅法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第十六条第一項、第二十三条第二号、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十六条第一項」を「第十六条第一項本文」に改め、同項第一号中「第二条第一項に規定する標準地の同法第六条の規定による」を「第八条に規定する」に改め、同項第二号中「公営住宅」の下に「（その公営住宅が共同住宅である場合にあつては、当該公営住宅の共用部分以外の部分に限る。）」を加え、「（共同住宅にあつては、共用部分の床面積を除く。）」を削り、「七十平方メートル」を「六十五平方メートル」に改め、同条第二項中「上欄各項に定める」を「上欄に掲げる」に、「応じて」を「応じ、」に、「下欄各項」を「同表の下欄」に改め、同項の表を次のように改める。

入居者の収入	額
十万四千円以下の場合	三万四千四百円

十万四千円を超え十二万三千円以下の場合	三万九千七百円
十二万三千円を超え十三万九千円以下の場合	四万五千四百円
十三万九千円を超え十五万八千円以下の場合	五万二千二百円
十五万八千円を超え十八万六千円以下の場合	五万八千五百円
十八万六千円を超え二十一万四千円以下の場合	六万七千五百円
二十一万四千円を超え二十五万九千円以下の場合	七万九千円
二十五万九千円を超える場合	九万千円

第六条第五項中「応じ」の下に「、それぞれ」を加え、「収入の額」を「金額」に改め、同項第一号中「二十六万八千円」を「二十一万四千円」に改め、同項第二号中「二十六万八千円」を「二十一万四千円」に改め、「二十万円」を「十五万八千円」に改め、同項第三号中「二十万円」を「十五万八千円」に改める。

第八条第一項を次のように改める。

法第二十八条第一項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第二十三条第二号イに掲げる場合 同号イに定める金額
 - 二 法第二十三条第二号ロに掲げる場合 同号ロに定める金額
 - 三 法第二十三条第二号ハに掲げる場合 第六条第五項第三号に定める金額
- 第八条第二項の表年度の項中「二十万円」を「十五万八千円」に、「二十三万八千円」を「十八万六千円」に、「二十六万八千円」を「二十一万四千円」に、「三十二万二千円」を「二十五万九千円」に改める。
- 第九条第一項中「収入の」を「政令で定める」に、「三十九万七千円」を「三十一万三千円」に改め、同条第二項中「百四十七万六千円」を「百二十四万八千円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び次条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この政令による改正後の公営住宅法施行令（以下「新令」という。）第二条の規定は、平成二十一

年度以降の年度の公営住宅の毎月の家賃（公営住宅法第十六条第一項本文の規定による公営住宅の毎月の家賃をいう。以下この条及び次条において同じ。）の算定について適用し、平成二十年度の公営住宅の毎月の家賃の算定については、なお従前の例による。

第三条 この政令の施行の際現に公営住宅に入居している者で新令第二条の規定による公営住宅の毎月の家賃の額（以下この条において「新家賃額」という。）がこの政令の施行の日前の最終の公営住宅の毎月の家賃の額（以下この条において「旧家賃額」という。）を超えるものの次の表の上欄に掲げる年度の公営住宅の毎月の家賃は、新令第二条の規定にかかわらず、新家賃額から旧家賃額を控除して得た額と同欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額に、旧家賃額を加えて得た額とする。

平成二十一年度	○・二
平成二十二年度	○・四
平成二十三年度	○・六
平成二十四年度	○・八

第四条 この政令の施行の日前に公営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る公営住宅法第二十三条第二号に規定する収入の条件については、新令第六条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。同法第二十二條第一項に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該公営住宅の入居の申込みをした者に係る同法第二十三条第二号に規定する収入の条件についても、同様とする。

第五条 次に掲げる者に係る公営住宅法第二十八条第一項に規定する収入の基準及び同条第二項に規定する公営住宅の毎月の家賃の算定方法並びに同法第二十九条第一項に規定する収入の基準については、平成二十六年三月三十一日までの間は、新令第八条及び第九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 一 この政令の施行の際現に公営住宅に入居している者
- 二 この政令の施行の日前に公営住宅法第二十四条第一項の規定による申込み又は同法第四十条第一項の規定による申出がされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該申込み又は申出をした者

(住宅地区改良法施行令の一部改正)

第六条 住宅地区改良法施行令(昭和三十五年政令第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「二十六万八千円」を「二十一万四千円」に、「二十万円」を「十五万八千円」に、「十七万八千円」を「十三万九千円」に、「十三万七千円」を「十一万四千円」に改める。

第十三条の二第一項中「十七万八千円」を「十三万九千円」に、「十三万七千円」を「十一万四千円」に、「二十万円」を「十五万八千円」に、「二十四万二千円」を「十九万千円」に改める。

(住宅地区改良法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この政令の施行の際現に住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九条第一項(同法附則第十五項、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十八条及び地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の改良住宅に入居している者に係る住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)の規定による改正前の公営住宅法第二十一条の二第一項に規定する収入の基準及び同条第二項に規定す

る割増賃料の限度額については、平成二十六年三月三十一日までの間は、この政令による改正後の住宅地
区改良法施行令第十三条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理由

最近における世帯の収入の減少の状況にかんがみ、公営住宅の入居者資格としての収入基準及び収入超過者となる収入基準を引き下げるとともに、公営住宅の家賃算定基礎額について所要の改定を行う等の必要があるからである。